

令和3年2月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年2月8日(月曜日) 13時50分～14時49分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 松尾委員 内田委員
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹
鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事

当日の案件は、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が認められることから、地方公務員法第11条第2項の規定により、委員2名の出席で会議を開催した。

議事事項

1 令和3年1月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 令和3年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[特別枠・スポーツ特別枠]の実施要綱について

概要について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

(1) 特別枠

行政(33名程度) 教育行政(4名程度)

受験申込みができる試験区分は一つに限ることとする。

(2) スポーツ特別枠

行政(2名程度) 教育行政(1名程度)

相互にもう一方の試験区分を第2志望として申し込むことができることとする。

2 受験資格

次の要件を満たす者とする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 特別枠

ア 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する大学(短期

大学を除く。)を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)

(2) スポーツ特別枠

ア 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)

ウ 次の 又は の要件を満たす者

世界レベルの大会(オリンピック、世界選手権、アジア大会及びそれと同等の国際大会)に出場した者

全国レベルの大会(国民体育大会、公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟団体が主催する全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会等)に出場し、個人種目又は団体種目で8位以上の成績を収めた者

いずれも選手として出場したものに限る。

中学校・高等学校在学時の選手としての実績は除く。

全国大会は、特定の地域等に限定された大会は対象外。

3 試験の方法及び評価

試験は、書類選考、第1次試験、第2次試験及び第3次試験に分けて行い、第1次試験は書類選考通過者について、第2次試験は第1次試験合格者について、第3次試験は第2次試験合格者について行う。

(1) 書類選考

ア 書類選考を行う。

受験申込時に提出するアピールシートにより選考を行う。

イ 書類選考通過者の決定

総合評価により、採用予定者数を考慮して、書類選考通過者を決定する。書類選考通過者は、令和3年4月1日(木)に発表を行う。ただし、アピールシートによる審査結果が一定の基準に満たない場合は不合格とする。

(2) 第1次試験

教養試験を行う。また、語学資格保有者には加点を行う。

ア 教養試験

5肢択一式による試験(テストセンター方式による)とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は120問で、100点満点とし、時間は1時間とする。なお、点字試験の場合は1時間30分とする。

イ 語学資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

英語、中国語、韓国語、フランス語について、相当高い程度の語学資格を保有すると認められる者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格等の証明書を確認の上、資格等の有用性等に応じて、10点を限度として加点する。

対象資格等		教養試験の満点の 5% (5点) 加点	教養試験の満点の 10% (10点) 加点
英 語	実用英語技能検定	準1級	1級
	TOEIC	730点以上860点未満	860点以上
	TOEFL (iBT)	80点以上100点未満	100点以上
	IELTS	6.5	7.0以上
	国際連合公用語英語検定試験	A級	特A級
中 国 語	中国語検定試験	2級、準1級	1級
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上900点未満	900点以上
韓 国 語	ハングル能力検定試験	準2級、2級	1級
	韓国語能力試験	4級、5級	6級
フランス語	実用フランス語技能検定試験	準1級	1級
	DELTA・DALF	DELTA B2	DALF C1、C2
	TCF	4 (B2)	5、6 (C1、C2)

ウ 第1次試験合格者の決定

教養試験の得点（語学資格保有者は当該加点点数を加えた得点）により、採用予定者数を考慮して、高点順に第1次試験合格者を決定する。

なお、スポーツ特別枠については、相互にもう一方の試験区分を第2志望として申し込むことができることから、各試験区分毎に、採用予定者数、合格基準点及び受験者の志望等を考慮して第1次試験合格者を決定する。

第1次試験の合格者は令和3年4月26日（月）に発表を行う。ただし、教養試験の得点が一定の基準に満たない場合は不合格とする。

(3) 第2次試験

面接試験を行う。

ア 面接試験

面接員2名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

イ 第2次試験合格者の決定

面接試験の得点により、採用予定者数を考慮して高点順に第2次試験合格者を決定する。

なお、スポーツ特別枠については、相互にもう一方の試験区分を第2志望として申し込むことができることから、面接試験の得点により、各試験区分毎に、採用予定者数、合格基準点及び受験者の志望等を考慮して第2次試験合格者を決定する。第2次試験の合格者は令和3年5月下旬に発表を行う。

(4) 第3次試験

論文試験及び面接試験を行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とし、時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

イ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

4 最終合格者の決定

第3次試験の論文試験及び面接試験の全てに合格となった者について、論文試験、面接試験のそれぞれ得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定する。

なお、スポーツ特別枠については、相互にもう一方の試験区分を第2志望として申し込むことができることから、論文試験、面接試験のそれぞれ得点を合計した総合得点により、各試験区分毎に、採用予定者数、合格基準点及び受験者の志望等を考慮して、最終合格者を決定する。

最終合格者については、令和3年6月中旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネットによる受験申込の受付を行う。

7 受付期間

令和3年3月1日(月)9時から3月19日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

8 試験の期日及び場所

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 選考試験 | 上記8の期間の受付終了後に選考を行う。 |
| (2) 第1次試験 | 令和3年4月6日(火)～4月19日(月)
テストセンター |
| (3) 第2次試験 | 令和3年5月中旬
県庁新館会議室ほか |
| (4) 第3次試験 | 令和3年6月上旬
県庁新館会議室ほか |

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定

める。

3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥栖市長から、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定に基づき、組織等の変更について通知があったため、所要の改正を行う必要がある。

その他

1 行事予定について